



県章

# 山形県公報

令和元年12月10日（火）  
第63号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………（農業経営・担い手支援課）…	767
○山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………（同）…	同
○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防・災害対策課）…	768
○同……………（同）…	同
○同……………（同）…	同
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（同）…	769
○同……………（同）…	同
○土砂災害警戒区域の指定……………（同）…	同
○同……………（同）…	同
○同……………（同）…	770
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（同）…	同

### 公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………（農業経営・担い手支援課）…	771
○同……………（同）…	772
○同……………（同）…	同

## 告 示

### 山形県告示第495号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.88%」を「年0.93%」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年9月19日から適用する。
- 令和元年9月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第496号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.88パーセント」を「年0.93パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年9月19日から適用する。
- 2 令和元年9月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第497号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シノ子沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに河北町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第498号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦沼田沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西川町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第499号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青柳	別紙図面のとおりに	土石流
伏熊沢	別紙図面のとおりに	土石流
弁財天	別紙図面のとおりに	土石流
沢口	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大江町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第500号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シノ子沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに河北町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第501号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伏熊沢	別紙図面のとおりに	土石流
弁財天	別紙図面のとおりに	土石流
沢口	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大江町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第502号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シノ子沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに河北町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第503号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦沼田沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西川町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第504号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青柳	別紙図面のとおり	土石流
伏熊沢	別紙図面のとおり	土石流
弁財天	別紙図面のとおり	土石流
沢口	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小漆川	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大江町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第505号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢口	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小漆川	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大江町役場において縦覧に供する。

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市福山字興屋田74番	田	3,172
酒田市福山字興屋田86番	田	4,027
酒田市福山字川端129番	田	4,631
酒田市福山字川端142番	田	9,214
酒田市福山字川端143番	畑	331
酒田市福山字下山本62番	畑	99
酒田市福山字下山本63番	畑	38

### 2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

### 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

### 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年2月	5年	930,130円

### 5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和元年12月24日までに意見書を提出することができる。

#### (1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

#### (2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・担い手支援課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長井市今泉字前谷地2530番	田	1,617
長井市今泉字前谷地2627番	田	3,104
長井市今泉字鶴喰2885番	田	464
長井市今泉字鶴喰2888番	田	956

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年2月	10年	207,080円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和元年12月24日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ 意見の趣旨及びその理由

ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・担い手支援課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和元年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町西野字西野65番1	畑	52
東田川郡庄内町西野字西野141番	畑	106
東田川郡庄内町西野字中島44番	田	691

## 2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

## 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年2月	5年	38,400円

## 5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和元年12月24日までに意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

## (2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・担い手支援課

令和元年12月10日印刷 発行所 山 形 県 庁  
令和元年12月10日発行 発行人 山 形 県